

令和6年度 財政健全化判断比率の状況

高 梁 市

健全化判断比率と資金不足比率の概要

平成 19 年 6 月に「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」が公布されました。

この財政健全化法では、各自治体が財政の健全化に関する比率を公表し、各指標が基準を超えた場合には、計画の策定が義務付けられ、財政の早期健全化や再生、また公営企業の経営の健全化を図る必要があります。

高梁市の令和6年度決算に伴う健全化判断比率等は次のとおりです。

財政健全化法に基づく指標数値

指 標	内 容	高梁市の 比率(%)	早期健全化 基準(%)	財政再生 基準(%)
実 質 赤 字 比 率	一般会計等の実質赤字額の標準財政規模に対する比率	－	12.86	20.00
連結実質赤字比率	全会計を対象とした実質赤字額の標準財政規模に対する比率	－	17.86	30.00
実 質 公 債 費 比 率	一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する比率	11.3	25.0	35.0
将 来 負 担 比 率	一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する比率	57.9	350.0	－

*赤字比率の「－」は黒字を表す

資金不足比率

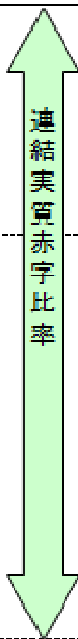
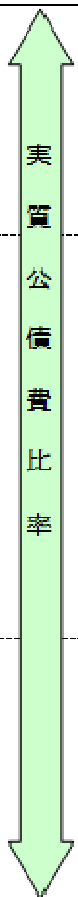
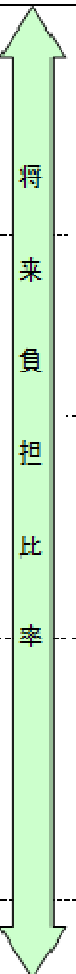
特別会計の名称	内 容	高梁市の 比率(%)	経営健全化 基準(%)
水道事業特別会計	公営企業ごとの資金不足額の事業規模に対する比率	－	20.0
国民健康保険 成羽病院事業会計	〃	－	20.0
下水道事業 特別会計	〃	－	20.0
地域開発事業 特別会計	〃	－	20.0

*資金不足比率が発生していない場合は、「－」表示

<高梁市の会計区分>

参考

健全化判断比率等の対象について

区 分			対 象 会 計 等		(財政健全化法)				
地方公共団体	一般会計		一般会計等	一般会計					
	特別会計			へき地診療所特別会計					
				養護老人ホーム特別会計					
				畑地かんがい事業特別会計					
			国民健康保険特別会計						
			後期高齢者医療特別会計						
			介護保険特別会計						
			公営事業会計	特別養護老人ホーム特別会計					
	うち公営企業会計	法適用企業会計		水道事業特別会計					
		法非適用企業会計		国民健康保険成羽病院事業会計					
			地域開発事業特別会計						
一部事務組合・広域連合				高梁地域事務組合					
				岡山市町村総合事務組合					
				岡山県後期高齢者医療広域連合					
				岡山市町村税整理組合					
				岡山県広域水道企業団					
地方公社・第三セクター等				(公財)成羽町美術振興財団					